

年金機構けんぽからのお知らせ (第521号) 6.8.29

令和6年台風第10号により

被害を受けられた皆様へ

[愛知県の1市・宮崎県の9市13町2村・鹿児島県の19市20町4村に災害救助法が適用]
(令和6年8月28日現在)

この度の災害により被害を受けられた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。
内閣府より以下の市町村に対し災害救助法の適用が決定されたことを受け、適用対象市町村における当健保組合の健康保険に関する取扱いについてお知らせいたします。

【災害救助法の適用対象市町村】(令和6年8月28日現在)

- 愛知県 蒲郡市

- 宮崎県 宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・串間市・西都市・えびの市
北諸県郡三股町・西諸県郡高原町・東諸県郡国富町・東諸県郡綾町・
児湯郡高鍋町・児湯郡新富町・児湯郡川南町・児湯郡都農町・東臼杵郡門川町
東臼杵郡諸塚村・東臼杵郡椎葉村・東臼杵郡美郷町・西臼杵郡高千穂町・
西臼杵郡日之影町・西臼杵郡五ヶ瀬町
- 鹿児島県 鹿児島市・鹿屋市・枕崎市・阿久根市・出水市・指宿市・西之表市・垂水市・
薩摩川内市・日置市・曾於市・霧島市・いちき串木野市・南さつま市・志布志市
奄美市・南九州市・伊佐市・始良市・鹿児島郡三島村・鹿児島郡十島村・
薩摩郡さつま町・出水郡長島町・始良郡湧水町・曾於郡大崎町・
肝属郡東串良町・肝属郡錦江町・肝属郡南大隅町・肝属郡肝付町・
熊毛郡中種子町・熊毛郡南種子町・熊毛郡屋久島町・大島郡大和村・
大島郡宇検村・大島郡瀬戸内町・大島郡龍郷町・大島郡喜界町・
大島郡徳之島町・大島郡天城町・大島郡伊仙町・大島郡和泊町・大島郡知名町
大島郡与論町

※なお、今後、適用対象市町村に該当した場合は、順次、同様の取扱いといたしますので、
内閣府ホームページ等のご確認をお願いいたします。

マイナ
保険証
始まっています!

医療機関の受診は
マイナ保険証で
何が便利になるの? メリット編 ▶

厚生労働省作成動画

照会先	日本年金機構健康保険組合 業務課 日野、村山 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。(12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添付資料	【様式 1】一部負担金等免除申請書 【様式 2】一部負担金等還付申請書 【様式 4】再交付申請書(被保険者証)

1 健康保険被保険者証の取扱いについて

(1)被保険者証を紛失または所持せずに避難された場合、医療機関等の窓口で以下の事項を申し出ることにより、受診できます。

- i 氏名
- ii 生年月日
- iii 連絡先(電話番号等)
- iv 事業所名(日本年金機構)

(2)被保険者証を紛失された場合は、「健康保険 被保険者証 再交付申請書」により申請してください。

「再交付の理由」欄には、「令和 6 年台風第 10 号に伴う災害」と記入してください。

2 一部負担金等の免除の対象となる方

この度の災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者の方であって、次のいずれかの申立てをした方。

- i 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ii 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- iii 主たる生計維持者の行方が不明である旨

3 一部負担金等の免除期限

令和 6 年 12 月 31 日

4 免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口には被保険者証とともに一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。

「健康保険一部負担金等免除申請書(様式 1)」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類(り災証明書等)を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

5 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。

「健康保険一部負担金等還付申請書(様式 2)」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書(原本)を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

※上記 4・5 とともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは、対象となりませんのでご注意ください。

6 任意継続被保険者保険料の納付期限延長

一部負担金等の免除の対象となる方で、納付期限の延長を希望される場合は、申出(文書または電話)により、被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。

また、免除の基準に満たない場合であっても被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。